

6. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持されていた場合、死亡日をもって資格喪失となります。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

特別障害者手当・障害児福祉手当（経過的福祉手当）を受給していた

手続き 特別障害者手当・障害児福祉手当（経過的福祉手当）資格喪失届の提出 （未払いの手当がある場合は特別障害者手当など未支払請求書および相続人代表者選任届の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当・障害児福祉手当（経過的福祉手当）を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失します。 <u>未払いの手当がある場合は、認定時に定められた配偶者・扶養義務者による未支払請求ができます。</u>	すみやかに
	手続き可能な人 親族 ※未払金の請求ができるのは、認定時に定められた配偶者・扶養義務者のみ
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払いの手当がある場合は、認定時に定められた配偶者・扶養義務者の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなったとき】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返却
 (未払いの手当がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、
 受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
<p>特別児童扶養手当の受給資格者（保護者）が亡くなったとき、死亡日をもって受給資格が喪失します。</p> <p>未払いの手当がある場合は、手当の対象となっている児童による請求ができます。また、受給資格が継続する場合は、受給者変更の手続きが必要です。</p>	<p>すみやかに</p> <hr/> <p>手続き可能な人</p> <p>親族 ※未払金の請求ができるのは、受給対象者である児童のみ</p>
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） <input type="checkbox"/> 未払いの手当がある場合は、手当の対象となっている児童の預貯金通帳など <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、預貯金通帳など 	<p>障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120</p>

6. 障がい福祉に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなったとき】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返却（未払いの手当がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細

特別児童扶養手当の受給対象となっている児童が亡くなったとき、死亡日をもって受給資格が喪失となります。
未払いの手当がある場合は、手当の受給資格者（保護者）による請求ができます。
また、他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要です。

期 限

すみやかに

手続き可能な人

親族
※未払金の請求ができるのは、受給資格者のみ

必要なもの

特別児童扶養手当証書

問い合わせ先

障がい者福祉課
☎ 0856-31-0251
FAX 0856-31-8120

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細

亡くなった方が自立支援医療受給者証を所持していた場合、死亡日をもって使用不可となります。
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）返却の手続きが必要です。

期 限

すみやかに

手続き可能な人

どなたでも可

必要なもの

自立支援医療受給者証
（更生医療・精神通院・育成医療）

問い合わせ先

障がい者福祉課
☎ 0856-31-0251
FAX 0856-31-8120

福祉医療費の助成を受けていた

手続き 福祉医療費医療証の返却および、資格喪失届、相続人指定届、請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失します。未請求の医療費領収書がある場合は、請求の手続きができます。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 福祉医療費医療証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求がある場合は、相続人の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

精神障害者通院医療費助成を受けていた

手続き 精神障害者医療費助成請求書、相続人代表者選任届の提出
(新規の場合は、精神障害者医療費助成申請書の提出が必要)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が精神障害者医療費助成を受けていた場合、死亡日をもって資格喪失となります。未請求の医療費領収書がある場合は、請求の手続きができます。(所得区分がA・C1・C2・Dの方と福祉医療費助成を受けている方を除く)	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未請求分の自己負担上限額管理票 <input type="checkbox"/> 未請求がある場合は、相続人の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

6. 障がい福祉に関する手続き

じん臓機能障害者通院費助成を受けていた

手続き

じん臓機能障害者通院費助成請求書、通院証明書、相続人代表者選任届の提出
(新規の場合は、じん臓機能障害者通院費助成申請書の提出が必要)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がじん臓機能障害者通院費助成を受けていた場合、死亡日をもって資格喪失となります。未請求の通院費がある場合は、請求の手続きができます。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通院証明書 <input type="checkbox"/> 未請求がある場合は、相続人の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

タクシー券を利用していた

手続き

未使用分のタクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がタクシー券を利用していた場合、死亡日をもって資格が喪失します。未使用分の福祉タクシー券があれば返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未使用分のタクシー券	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用していた

手続き 障害児通所給付受給者証の返却または申請者（保護者）の変更

手続き詳細	期 限
障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用していた児童が亡くなったときは、通所受給者証の返却が必要です。 申請者である保護者が亡くなったときは、通所受給者証の保護者変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証の返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120